

檜枝岐村漁業協同組合内共第28号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、檜枝岐村漁業協同組合（以下「組合」という。）及び利根漁業協同組合が共有する内共第28号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁者は次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁以外の遊漁をしてはならない。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿数は1人2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
い わ な	4月1日から9月14日まで
や ま め	4月1日から9月14日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1 尾瀬沼周囲の中、大江川流入地点より西北西へ400メートル（あざみ湿原の終点まで）の区域	1月1日から
2 尾瀬沼周囲の中、尾瀬沼東岸の福島県と群馬県の県境より南西へ400メートル（桧の突出しまで）の区域	12月31日まで

2 自然公園法第21条の規定に基づく特別保護地区内においては、遊漁をしてはならない。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

魚 種	全 長
い わ な	15センチメートル
や ま め	15センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動植物の放産した卵は、採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、当該遊漁料に50パーセント（100円未満切捨て）を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
い わ な	竿 釣	1日 1,050円（組合事務所又は取扱所）
や ま め		1年 4,800円（組合事務所又は取扱所）

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所
(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 顔写真 ※年券のみ
- (8) 注意事項
- (9) その他参考となるべき事項
- (10) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は遊漁監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名・住所
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、福島県知事の認可の日から施行する。
(令和5年9月1日 認可)